

令和3年9月29日から
令和3年9月29日まで

標 茶 町 議 会
第 6 回 臨 時 会 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和 3 年標茶町議会第 6 回臨時会会議録目次

第 1 号（9 月 2 9 日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第 6 8 号 工事請負契約の締結について	5
議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について	5
議案第 7 0 号 工事請負契約の締結について	5
議案第 7 1 号 財産の取得について	14
議案第 7 2 号 令和 3 年度標茶町一般会計補正予算	17
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

令和3年第6回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年9月29日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第68号 工事請負契約の締結について
議案第69号 工事請負契約の締結について
議案第70号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第71号 財産の取得について
- 第 6 議案第72号 令和3年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君	2番 類 瀬 光 信 君
3番 長 尾 式 宮 君	4番 松 下 哲 也 君
5番 熊 谷 善 行 君	6番 鈴 木 裕 美 君
8番 深 見 迪 君	9番 本 多 耕 平 君
10番 黒 沼 俊 幸 君	11番 鴻 池 智 子 君
12番 後 藤 勲 君	13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
教 育 課 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 中 島 吾 朗 君

議 事 係 長 中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから令和3年標茶町議会第6回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

9番・本多君、 10番・黒沼君、 11番・鴻池君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第6回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。茅沼地区観光宿泊施設に係る、各種工事請負契約の締結と財産の取得について、また公共施設等総合管理計画改定の委託費用、新型コロナウイルスの影響による修学旅行費用の支援、さらにはテレワーク・オンライン会議等を推進するための、機器整備を目的とした一般会計補正予算案について、ご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

令和3年第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

まず1点目は、これまで取り組んでまいりました「地域雇用活性化推進事業」についてご報告申し上げます。

この事業は、弟子屈町、鶴居村、標茶町の3町村連携事業として、厚生労働省の補助事業である、地域で効果的な「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための「地域雇用活性化推進事業」を活用した取り組みを進めていくこととして、厚生労働省へ事業申請をしていたところ、8月31日付で全国13地域の採択地域の中の1つとして選考されました。

また、9月17日には、3町村に加え、地域の経済団体として、弟子屈町商工会、鶴居村商工会、標茶町商工会、一般社団法人摩周湖観光協会、特定非営利法人美しい村・鶴居村観光協会、標茶町観光協会、一般社団法人北海道中小企業家同友会くしろ支部摩周地区部会、標茶地区部会の参加を頂き、本事業を推進していくため「釧路北部地域雇用創造協議会」を設立し、10月より事業を進めていくこととなりました。

事業期間は、令和3年10月から令和6年3月までとなっており、補助率は10分の10で、総事業費は1億251万4,000円を見込んでおります。

この事業における主な取り組みにつきましては、事業所の魅力向上、事業拡大の取り組み、人材育成の取り組み、就職促進の取り組みなどとなっており、講習会や企業説明会を行い、正規雇用者を獲得することが目的となっております。

今後は、対象業種として位置付けております、観光業関連分野、農業分野、建設業分野、介護福祉・医療分野における魅力ある雇用創出に取り組むため、各分野の専門家を招いての企業イメージ・認知度の向上、従業員の生産性向上・雇用良質化、地域における経営戦略をテーマとする経営活性化講習会を開催するとともに、意欲ある企業に対するフォローアップを展開していきます。

また、外国人材の活用・受入講習会や介護等スキルアップ講習会、観光人材接遇スキルアップ講習会、建設現場等実践講習会等を予定しており、講習会の日程等が決まり次第、広報紙、新聞折り込み、ホームページ等で周知して、事業を推進して参りますのでご理解願います。

続きまして2点目は、国民健康保険税の誤徴収についてであります。

国民健康保険税の徴収について、本年10月から年金からの引き去りが開始される14名の方々について、普通徴収の期別を本来であれば7月から9月までの3期とするところを、7月から10月までの4期とし、10月において年金からの引き去りと普通徴収での納付が重複していることが9月3日に判明いたしました。

誤りが判明した後の対応につきましては、来庁された方2名に説明とお詫びをしたほか、税務課長が3名の方々のご自宅を訪問し、内容説明とお詫びをしたほか、8名は電話にて説明とお詫びをいたしました。残る1名は連絡が付き次第、対応いたします。また、10月は普通徴収と年金からの引き去りが重なり負担が重なることから、10月の普通徴収分を

11月に納付いただく等の対応をしております。

今回の原因は、7月の月割処理においてシステムへの入力作業を誤ったためです。今後の防止策としては、システム操作の再確認はもちろんのこと、課内においても基本事項を再確認し、情報を共有した上で、チェックや指摘ができる体制を整えることとします。

ご迷惑をおかけしました方々に対しまして、心からお詫びを申し上げ、報告させていただきます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 前回の誤徴収のときに再発防止策というのをたてています。今回、町長がおっしゃったように再発防止策をたてているわけですが、その1番特徴的な違いについて、こういった点が違うのか教えてください。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

前回の住民税の課税事務誤りと今回の国民健康保険税徴収誤りについてなんですが、一つはまずそれぞれ担当者が別々であるということがまず1点ございます。そういった中で係の体制といたしまして、主担当・副担当だけではなく係全体で今回の誤りを含めた、点検すべき事項をそれぞれ再確認して情報共有したいということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第68号ないし議案第70号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第68号、議案第69号、議案第70号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案1ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第68号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修建築主体工事です。契約金額は、5億3,570万円です。契約の方法は、指名競争入札です。契約の相手方は、サトケン・星特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン 代表取締役 佐藤紀寿。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店 代表取締役 星 光彦です。

資料へまいります。

工事概要は、外部改修工事一式、内部改修工事一式、鉄筋コンクリート造・木造、面積は2,046.58平方メートルです。工事場所は、茅沼です。指名業者の状況ですが、サトケン・星特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は、令和3年9月21日です。竣工予定日は、令和4年10月31日です。新規、継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格5億4,503万9,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案2ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第69号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修機械設備工事です。契約金額は3億5,167万円です。契約の方法は、指名競争入札です。契約の相手方は、池田・永昌特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市北区北12条西3丁目1番10号、池田煖房工業株式会社、代表取締役社長 池田 薫。代理人、釧路市芦野5丁目15番8号、池田煖房工業株式会社道東支店、支店長 東 智也。構成員、川上郡標茶町平和8丁目23番地、株式会社永昌工業、代表取締役 柿崎晃寛です。

資料へまいります。

工事概要は、給排水設備一式、空気調和設備一式、換気設備一式、ガス設備一式、給湯設備一式、温泉設備一式、水処理設備一式、浄化槽設備一式です。工事場所は、茅沼です。指名業者の状況ですが、太平洋・服部特定建設工事共同企業体、総合・三浦特定建設工事共同企業体、池田・永昌特定建設工事共同企業体、株式会社近藤設備工業、株式会社共立、榊設備工業株式会社の6社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は、令和3年9月21日です。竣工予定日は、令和4年10月31日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格3億5,724万7,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

続きまして、議案第70号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案3ページ、資料3ページをご覧ください。

議案第70号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修電気設備工事です。契約金額は、1億505万円です。契約の方法は、指名競争入札です。契約の相手方は川上郡標茶町開運7丁目65番地、ささき電設株式会社、代表取締役 佐々木守和です。

資料へまいります。

工事概要は、電灯設備一式、受電設備一式、幹線設備一式、動力設備一式、構内情報通信網設備一式、外灯設備一式です。工事場所は茅沼です。指名業者の状況ですが、株式会社笹野電気、ささき電設株式会社、マツダ電気株式会社、サンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の6社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は、令和3年9月21日です。竣工予定日は、令和4年10月31日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格1億754万7,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに議案第68号、ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 建築主体工事の分ですけれども、まず資料のほうにある指名業者、この業者を提案した理由をお尋ねします。それから、3月に指定管理にかかわることになった事業者が、今回、指名業者として選定されていて、結果、建設業者となっています。当該事業者は憩の家の運営グループの構成員であり、その運営グループについては現状で法人化されておらず、個人の集合体ということになると思います。この件に関して、町との取引額に関する事業者の制限等あると思うんですが、そこに関しては問題がないのかどうか。それから憩の家に関しては経済効果等の予測、そういったものが明らかにされていないわけですが、今回のこの建築工事、町内経済への影響額というのはどの程度になるのか。雇用、それから建築資材等を可能な限り町内で賄い、町内経済に良い影響を与える、そういうような策というのが具体的に用意されているのか、以上伺います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 議員からの指名の理由ということではありますが、今まで町の規定により指名委員会において工事指数並びに町内の業者の J V の申出があった 1 件と、工事指数により釧路業者 4 社の指名といたしております。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 経済波及効果の面でお答えをさせていただきたいと思えます。

釧路公立大学のほうに相談をいたしまして、北海道と北海道開発局が共同で作成しました、経済波及効果分析ツールのうち、より地域を限定した釧路根室圏のツールを用いて行っております。

改修工事にかかわる経済波及効果ということで、最終的には 17 億 2,800 万円程度になるという、計算上は出ておりますが、これは当初の予算の計上の部分で計算していますので、実際の落札額では計算していないことはご理解いただきたいと思います。

（「答えが聞いていることと一つ、全く違う」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2 番（類瀬光信君） 指名業者の選定に関して、町内は J V 組んだ方からの申出ということで、町外の各社について、工事指数とかを考えたときにもっと結構な数が、釧路管内ということであればあるかと思うんですが、その中からここになった理由ということですね。あともう一つ、観光商工課長のほうからお答えいただいた経済効果ですけれども、私、具体的に雇用であるとか建築資材であるとか、町内のほかの業者ですね、主体工事をやる場所以外に例えばどういった仕事が落ちるのか、落ちないのか、落ちるような仕組みとか対策を準備しておられるかということ聞いています。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 釧路の業者の 4 社についてほかにまだ業者の選ぶ選定要素があったんじゃないかということだったと思いますけれども、町の財務規則上、5 社以上が好ましいということになっておりますので、今までの前例と言いますか公営住宅等建設を含めた中での参加業者というか指名の実績のある数が多いところからこの 4 社という設定になったということでございます。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 工事に関する経済効果の関係でお答えいたします。

まず、どういう対策をして町内の業者にしているかという部分につきましては、例年行っております工事等説明会の段階で町長からも町内の受注者の方に資材等の調達に関しては極力町内の業者を使っていただきたいというお願いはしております。お願いはしておりますけれども、実際、自由競争の中、また扱っている製品、物等の関係もありまして、ど

この部分を町内の会社でできるかという部分については、今回請け負った会社が考える部分でございまして、また、それに関して今、一般的には建築工事の場合、専門的な工事も多くなりますので下請契約をして工事を施工する部分が多数あります。その中で近年の傾向としては、材料と工事費を一緒に施工することによって、うちは安くしますよというような営業をしているところもありますので、そこも自由競争の中なので一概に町が町内の会社でやっているところに、ここやれというふうにはなかなか言えない部分がございます。その中でも現に施工中の工事であれば町内の会社が頑張っただけで下請け契約をして、やっている部分もございますので、そこについては今後、さらなる締め付けというような、何割使いなさいとか何パーセント使いなさいとか、そういうことはなかなか発注者側ではできないものと思っておりますので、お願いを今後していくしかないのかなと思っております。ですので経済効果がいくら出るのかという部分については計算しかねる部分がございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 3回目の質問になってしまうのですが、1回目、2回目で答えられていない点、要するに憩の家の運営にかかわる業者さんが建築工事を受注したと。そのことについて問題かというか、きちんと条件をクリアされているかということのを先に聞いたんですけれども、ちょっとお答えいただいていないですから、そこははっきりお答えいただきたい。

それから建築工事が町内の経済に影響を与えてほしいわけです。中学校の校舎、それから講堂、給食センター、憩の家というふうに考えたときに、40億を超える建築工事が町内で行われているわけです。ただ、関連する主体工事を受けた元請けの業者さん以外の例えば製材業であるとか、それから金物であるとか、いろんな部分について地元には残念ながらお答えいただいたとおり、自由競争の原理ということで仕事はほとんど落ちていないです。雇用もそうです。それ自体は自由競争の原理であるから強いことは言えないというのはそれは理解します。

一方で個人の住宅建築に関して地元業者を使った場合に補助金を出すというようなそういった形で地元業者の保護、まあ指名競争入札を行っていること自体もそうですけれども、そういったような細かな気遣いをされていることと、自由競争であるからそういった強い指導はできないということが矛盾しないかどうか。それと他の自治体では材料等の地元調達率というのを設定しているところもあるけれども、そういったことは本町においては不可能なのかどうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

漏れがありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

まず、最初のご質問にいただいた指定管理者、それから今回の工事契約の部分でありま

すが、それぞれに別のものでありまして、重複すること、あるいは金額によってどちらかに制限がかかる、そういう条件はないということで認識をしているところであります。

それから地元調達の関係なんです、ご指摘のとおり地元受注を促すという部分ですね、あるいは町内の町民の方々と町内業者さんの繋がりを強くしてもらいたいとか、そういったいろいろなことを考えて住宅改修についての補助制度は創設をいたしましたけれども、今回の件と、それから契約にかかわる自由競争を担保するという部分については、性質が違うのではないのかなというふうに思っております。ただ、ご指摘のとおり、できる範囲のことはこれからも考えていかなければならない、今までやってきているのはお願いベースでありました。また、ご指摘ありました町内の調達率については、この先、町の域内の経済循環を考えたときには検討しなければいけないことなのかもしれないんですけども、いずれにいたしましても、町内での受け皿があるかどうかとか制度が進むにあたっては全般的な体制がきちんと構築できるか、そんなこともあわせて考えていかなければいけない、大変大きな課題であるというふうに認識しているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 1点目については、さっき齊藤課長のほうからもご説明あったんですけどね、単純に経営にかかわる業者がこれの建設にかかわっても問題ないのかっていう質問なんですよね。端的な質問なんです。さっき、齊藤課長のほうから町の規定によれば問題はないというようなお答えだったと思うんですが、その辺の内容をもうちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、今回の工事案件ですけれども、工事の受注に関して、町のほかの指定管理を引き受けているものについては参加することができないという規定はございません。金額についても規定はございません。

それから逆に指定管理のほうですが、町の工事を受注している業者が受けることができないという規定もございません。また、ご心配の指定管理のほうについては今回の受注業者も構成員として入っておりますけれども、単独の企業として受けるわけではなくて、共同して運営をしていく、そういった会社を設立するという、そういうことでいま動いているところでありますので、そういった意味でもご心配の向きについては薄まるものではないのかなというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） その規定がないということは理解したんですけど、単独ではないということなんですけれども、代表が決まっていますけれども、全体として法人格をとって契約を結んでいるものなんですか。まだそれぞれ別々なんではないでしょうかね。

（何事か言う声あり）

○8番（深見 迪君） いや、2番目の答弁のほう。1番目のほうはね、指定管理者及び金額については受注してはいけないというような規定はないと、町のほうでね。だからオッケーなんだという説明でしたよね、それはわかりました。わかりましたというかよくわかんないんですけどね。町のほうにそういう規定はないから問題はないということはわかりましたけれども。二つ目のやつはちょっとよくわかんないんですよ。全体として4社で法人格をもって臨んでいないわけですよ。だから2番目のもうちょっと詳しく教えて。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

説明が蛇足になってしまって、混乱をさせてしまったのかなと思っております。指定管理のほうについては今回の契約の相手方が含まれる4社の企業によって構成されていて、まだグループの段階で……

（何事かいう声あり）

○副町長（牛崎康人君） 指定管理のほうなんですけれども、四つの法人によって構成されているグループだと。それについては現在、まだ法人化されていませんので、そのところが私の説明がわからないところがあるという、そういうご指摘だったのかなと思うんですけれども。

まず今回、先ほど来いただいている質問については、指定管理者たるものが今回のこの工事を受注するにあたって、金額等の要件で受けることができないということはないのかということなのかなというふうに理解をしておりますけれども、それについては先ほど1番最初にお答えしたように規定上、クリアであるという話であります。本当に蛇足になってしまいましたけれども、なおかつ今回は工事受注のほうについてはJVである、それから指定管理のほうについては、単独の企業ではなくて、グループの中で共同で経営されていくという形であるということの事実でご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 三つ一括で出ていますけれど、68号の建築主体工事について質問いたしますが、いろいろ今年に入って何度もこの憩の家の建設にかかわる説明を受けてまいりました。具体的に申し上げますと、サウナ風呂を設置するようなことも当初はなかったものが、後から出てきました。そして今回こういう形で来年の10月31日に完成するような契約を業者が決まったということなんです、何度も増額されてきました。説明のたびに。私が今日ここでお聞きしたいのは、もう増額することはないんだな、これでやるんだということについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

全体の事業費の関係でありますけれども、1番最初にこの話が出てきたときに、長寿寿命計画の中で算定されている金額ということで、一応の目安の金額がでてきたと。それに

については今の時点でいうと年数も経っていて物価高騰の状況等々考えるとその中ではおさまらない、それからご指摘ありましたように、より快適さを求めるというところで協議をした結果、今までにないものも加えられております。

補正予算で提案をさせていただいたときには、一定程度これで大丈夫だという金額で提案させていただいておりますけれども、こればかりはなんとも言えないというのが、やはり不測の事態というのはどんなものにもついて回るものでありまして、この中でおさまるように最大限の努力を私たちはしていかなければならないというふうには思っておりますけれども、不測の事態、いかんともしがたい場合についてはご相談を申し上げる可能性があるというところでご容赦をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 私、受け取ったのはこれで収まらないで追加もありうるというような見解だと思います。そういうふうなはっきりしないようなスタイルでやるのはやっぱり避けていただきたいと思います。先ほど同僚議員から出ましたいろんな工事、学校だとか給食センターとか一大プロジェクトではそういうことはないわけですから、この件だけは流動的だなんていう見解では、私はそうなるかなという想像しかできません。もう一度、副町長ではなく専門の人にお答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 工事に関しての部分でありますので私のほうからお答えいたします。

今回、建築主体工事につきましても既設の建物を解体しながら施工していきますので、実際の建物を解体してみないとわからない部分、不測の部分、先ほど副町長申しましたけれども、わからない部分がでてくる可能性があります。その部分については補修なり新たなものが必要だったということで、工事費が増額になることも考えられますけれど、不測な部分はそういう部分ですので、新たに物を加えるとかという部分の増額ではなくて、工事の施工上、どうしても見えなかった部分を解体したときに、例えば柱が腐っていて取り替えなければならないとかそういう部分が出てきたときに、増額もあり得るということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終了いたします。

次に、議案第69号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終了いたします。

次に、議案第70号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終了いたします。

以上で議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がございますので、まず議題3案に反対者の発言を許します。
鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（登壇） 私は、議案第68号、69号、70号の提案に対して反対の立場で申し上げます。

議案は工事請負契約の締結についてであります。契約の相手方に対しては反対するものではありません。契約の金額に対して疑問を持つから反対するのです。

憩の家かや沼は設置条例にうたわれているとおり、町民の憩いの場として親しまれてきておりましたが、観光公社の倒産で閉鎖され、町民から早期再開を望む声が2,000名以上の署名で町長のもとに届けられました。町長もその町民の声に応じて再開のために施設の改修を決断したことは評価をいたします。しかし、従来の施設とはグレードが大きく違い、多額の改修費を要することから早期再開を求める町民の中からも今後への不安の声が上がり、さきの町民の声を聴く会でもそうしたことが表れております。

町民の憩いの場のはずが、これからは気軽に利用できなくなるのではないかと、完成後の維持、メンテナンスに要する経費も多額となり、将来の財政負担にも影響を与えるのではないかと。茅沼周辺の観光事業整備との関連性も議会のほうには示されておられません。また、工事施工や今後の施設運営にあたって、近隣の地権者や関係者、団体などと協議・解決すべきことはないのかなど疑問があります。

よって、議案3案に対しては反対するものです。

○議長（菊地誠道君） 次に議題3案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) これで討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

討論がありましたので、議題3案は起立により採決いたします。

はじめに議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案可決されました。

次に議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案可決されました。

次に議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案可決されました。

◎議案第71号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第71号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君)(登壇) 議案第71号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修に伴い、新たに厨房機器を購入するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を求めるものであります。

以下、内容について、資料とあわせてご説明いたします。

議案4ページ、資料4ページをお開きください。

議案第71号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

財産の種類、数量は、厨房機器一式です。内訳別紙のとおりとなっておりますが、後ほどご説明いたします。

取得の目的は、標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修工事に係る厨房機器購入です。取得

金額は、748万円です。契約の相手方は、愛知県豊川市白鳥町防入60番地、株式会社 アイホー、代表取締役社長 寺部良洋。代理人、札幌市豊平区西岡 4 条13丁目14番18号、株式会社アイホー札幌支店、支店長 若松良一です。

5 ページをご覧ください。

厨房機器一式の内訳となっており、番号 1 の「シェルフ」から、6 ページの番号45「エスプレッソコーヒーマシン」まで合計45種類53台となっております。

資料へまいります。

入札執行日は、令和 3 年 9 月21日です。

指名業者の状況ですが、日本調理機株式会社、株式会社アイホー、株式会社中西製作所、タニコー株式会社の 4 社で入札を行った結果、1 回で落札しました。

納入期限は、令和 4 年10月10日です。

備考といたしまして、予定価格は、1,676万4,000円であります。

5 ページにから 8 ページにつきましては、厨房機器をエリアごとにまとめたもので、名称、規格・寸法を記載したものと、配置図となっております。図面上にある番号と、一覧表の項目番号が符合しており、それぞれの設置個所であることをご理解頂きたいと思いますが、6 ページの図面では項目番号のアルファベットの A は省略しております。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2 番（類瀬光信君） 先ほど議案第68号、69号、70号に関しては工事の過程で不測の事態というものが予想されるので、全体経費がどの程度になるということがなかなか予想しにくいということでしたけれども、今回の厨房機器等に関しては、そういう不測の事態ということが考えにくい件です。ただ、現状で新型コロナウイルスの蔓延によって、製造段階で人が足りないとか、それから様々な資材、国際的に値上がりしている分等ありますから、値上がりすることは十分考えられると思うんですが、その場合、値上がり分というのは仕方がないということでどこまでも容認していくのか、それとも財源等考えた場合に全体経費も抑制を考えていかなければいけないわけですから、そういったときに上限というのか、値上りをどこまで容認して、それによっては計画を見直していかなければいけないと思うんですけれども、そういった基準というものはお持ちですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員からご指摘あった部分、建設工事においては契約の中で、単価スライド条項というようなものを設けているものがありまして、工期内に社会情勢等の変化によって、部材等が極端な値上がりがあったときに、連動して契約金額を変えていくというものもあるんですけれども、一般的には売買契約については、契約時点で約束した時点で物を納めてもらうというのが売買契約だというふうに理解しておりました。

ただいまご質問頂きまして、契約書の中を確認していたんですけれども、今回の契約については単価スライドに該当するような条項はございませんので、あくまでも契約時の金額でというふうな理解であります。

ただ、一般的な契約書と同じなんですけど、契約に定めのないものについて別途協議をするという状況もありますので、突発的なそういうことがあるとは想定していないんですけれども、なにがしかの相談を受けたときには契約の内容について変更が妥当かどうかということを私どものほうで検討しなければならないという、そういう位置づけになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 契約金額に基づいて、淡々とそういった準備が進むということは理解しましたが、最後にもしやはり不測の事態ということがおきた場合ということなんですけど、町の財政状況、憩の家に関する財源、そういったことを考えたときに、今質問した部分もそうですけれども、全体的にいいよいいよでどんどん上乗せされていくのかどうかということを心配してお聞きしているわけですが、その辺の町の基本的な姿勢ということですね。もし質問が適切でないということであれば仕方ありませんが、そうでなければ、町の基本的な考え方、青空天井でどんどんこういった経費を、不測の事態がどういうものかわかりませんけれども、増やしていくつもりなのかどうか、それとも一定のところで計画を例えば見直す部分、そういったつもりがあるのかどうかということです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） すでに議決をいただいた先ほどの案件とのかかわりがありますので、私のほうからお答えしたいと思います。

先ほどもお答えしたとおり、このように議場で審議をいただいている、その際に提示した金額というのは極力守っていかなければいけないというのは私どもの基本線だというふうに思っております。その中でどのような不測の事態があるかわかりませんけれども、突発的な何かが起きて、相談した上でそれは仕方ないよというご理解をいただける部分についてはご相談していきたいと思っております。ただ、議員ご心配の青天井でどこまでもいくつもりなのかというところについては、毛頭ございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 説明資料の中とこちらの資料の中で支給品という部分の言葉が出てきているんですけれども、この内容というか何が支給品として取り上げられているのか

という部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

今回の厨房機器の発注につきましては、事前に動作確認をしております。動作確認をしまして経年劣化がないものとか老朽化していないものについて、使えるものについては使うという前提で、それについて支給品としてここで提示をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案可決されました。

◎議案第72号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第72号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第7号）であります。

公共施設等総合管理計画策定に係る費用、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業者支援分を活用した事業に資するため、歳入、歳出それぞれ1,052万6,000円を追加し、総額を126億2,468万9,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、公共施設等総合管理計画策定業務委託料300万円、テレワーク導入推進事業725万3,000円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

令和３年度標茶町一般会計補正予算（第７号）

令和３年度標茶町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億2,468万9,000円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

８ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、２ページ、３ページの「第１表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

はじめに、第１条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○４番（松下哲也君） 18節ですけれども、私、過去の議会で修学旅行のキャンセルについて質問した経過があるんですけれども、今回はこの非常事態宣言が９月いっぱいということで発令された段階で、いつの時点でキャンセルしたのかということと、あとは標茶中学校の生徒にとっては２回目のキャンセルということによって、子供たちに対する影響というのはどうだったのかということと、今度は３回目ですけどいつ実施するのか、この３点についてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、標茶中学校の修学旅行のキャンセルをいつの時点でというお話でしたが、正式には９月の14日にキャンセルの決定をしております。と言いますのは、当初９月12日までの緊急事態宣言という期間で国、道のほうから宣言が出されました。その宣言期間が12日で終わるのかどうかというのが、感染者も減少傾向にあって、明けるのではないかという期待もございましたが、その時点で、その前のキャンセルというのが判断がつかなかった。緊急事態宣言が明ければ予定どおりいきたいということで考えていたんですが、今言ったように緊急事態宣言が延長されたということで、30日まで延長されました。その時点で土日を挟んで、緊急事態宣言延長を受けて、14日の火曜日に学校のほうでキャンセルという決定をしております。

今回緊急事態宣言が延長されたこともあって、通常ですと旅行会社からキャンセル料

としてはもう少し高い金額が示されていたんですが、緊急事態宣言延長ということで旅行会社のほうもキャンセル料を免除すると。ただ、ホテルの予約をしていたところで、1か所、キャンセル料をどうしてもいただかなければならないというところでの今回の料金になっております。

2回目のキャンセルで子供たちの影響等々というお話でしたが、学校としても苦渋の決断というか、1回目が5月で予定していたものを今回9月に延長し、それも緊急事態宣言でさらに延期をしなければならないという状況、大変残念なところだったのですが、実は3回目と言いますか今回もキャンセルはしましたが、延長ということで10月の末から11月にかけて日程を組んでおります。ただ、延期、延期という中で行事の日程をとるのもだんだん厳しくなっているというところで、日程としては1泊少なくした中で行先ももう少し近い場所というところで設定を考えております。そういう中では当初の予定よりは1泊短いですし、行先も変わったというところでの残念なところもありますけれど、何とか10月末には3回目になりますけれども、延期した中で実施するということでありますので、そこで実施を。

今回、明日で緊急事態宣言が明けると思います。そのあと10月、これからになりますけれども、その時点ではこういう事態にならないだろうと、こちらも予測をしておりますので、何とか実行できるだろうなということで、貴重な教育事業でありますので、実施をしていただければと思っているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 総務費の業務委託料の内容をもうちょっと詳しくお伝えください。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 質問にお答えしたいと思います。

この計画については、経過について前段説明させていただきます。皆さんご案内のとおりこの計画については公共施設総管理計画、平成24年12月に中央自動車道の笹子トンネルの天井版崩落事故を機に国が「国土交通省インフラ長寿命化計画」というものを策定いたしましたして、その策定に基づいて地方公共団体に対しても策定の要請があり、本町においても平成29年3月に策定をして4年が経過しております。

現在、99%の地方公共団体が策定済みとなっております、そのような中、昨年度来より国から具体的な施設の状況に基づいた長期的な公共施設マネジメントの推進などの観点から、早期の見直しを国から求められておりました。本町においても来年度での見直しを検討しておりましたが、先般9月8日付、北海道の地域政策課より通知があり、総務省財務調査課より令和3年法律第19号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、内容につきましては「市町村計画は総合施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない」ということが規定されまして、市町村計画と施設総管理計画の適合義務が課せられたことによって、今回の策定を行わなけ

ればならないということであります。

その通知の中に今回急ぎでやらなければならないということですが、令和4年度以降の過疎対策事業債、建物、インフラ事業への起債の判断については、総合管理計画の見直しの状況が問われるということであり、本来であれば令和4年度以降の公共施設等適正管理推進事業債については、現在延長継続と予定されていますけれども、計画を見直さない町村があれば制度の延長議論の妨げとなるという内容であったため、今回急遽、補正予算を計上させていただいたということであります。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 易しい質問が難しい答弁をいただきました。簡単に私言いますけれど、今の課長の説明では過疎地域総合計画、いわゆる今回の憩の家の計画に基づくための業務委託料と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 憩の家ありきということですが、全くそうではございません。

昨年度より、国からの求めがありまして、我々がやっていかなければならない施設管理計画というものの、皆さんにもご案内しているとおりなんですけれども、その内容について、全国的な自治体において具体的な施設に対しての状況把握や適正な施設マネジメントができていないということなものですから、早急に具体的な長期見直し計画をたてるべきということで迫られたものであります。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 易しくということでしたが、難しくお答えをせざるを得ないかなというふうに考えておりますけれども。

先般、9月定例会において私どもでご提案させていただいた過疎持続市町村計画がございます。あれは過疎対策、過疎債を事業に活用するために必要な計画というところで策定をさせていただいたところなんですけれども、ただいま管理課長が説明した今回の公共施設の関係は過疎計画の中で説明させていただいたと思いますけれども、公共施設等総合管理計画と整合性を図るものとするというところで今回新たに追加された項目ですと説明はさせていただいております。これは公共施設等総合管理計画において、長寿命化を図りますよといった施設が、やもすると過疎債を使って改築しますというようなものが出てきた場合、整合が取れていない、そういった場合、お宅の町では過疎債使えませんよということになるというところがございます。施設の整備計画についてはこの公共施設等総合管理計画のほうが優先されるということになりますので、今、管理課さんのほうでこれから改訂に入るわけなんですけれど、中身が大幅に変わるようなことがあれば、過疎計画のほうもまた新たに道と協議をして皆さまにお諮りをしていかなければならないというところになろうかと思えます。

まだ公適債もこの計画を整備しなければ、公適債を利用した事業にもできなくなるとい

う部分もございますので、急遽とはなりましたが、この公共施設等総合管理計画に基づく施設整備計画を今後やっていくというところでの、さっき策定にかかるといいましたけれども、改訂業務にかかる費用として今回計上させていただいたというところがございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和3年標茶町議会第6回臨時会を閉会いたします。

（午前11時32分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子